



MMPG 医業経営 Journal

発行 メディカル・マネジメント・プランニング・グループ TEL03-6721-9763(代) FAX03-6721-9764 <https://www.mmpg.gr.jp>

【キーワード】 オンライン資格確認

4月から原則義務化される オンライン資格確認の最新事情

今年4月からいよいよオンライン資格確認が原則義務化され、診療報酬の見直しも行われます。さらにマイナナンバー改正法案が閣議決定され、健康保険証の廃止や資格確認書の仕組み整備も予定されています。今回は、オンライン資格確認の概要と実情、医療機関にとってのメリットや今後の方向性などを解説します。

病院6割、診療所4割 資格確認の運用状況

2021年10月から本格運用が開始されたオンライン資格確認は、23年4月から原則義務化されます。ただし、2022年度末時点でやむを得ない事情がある保険医療機関については、期限付きの経過措置が設けられます(図表1)。対象となる保険医療機関は、あらかじめ社会保険診療報酬支払基金を経由して、猶予届出書を2023年3月31日までに原則オンラインで地方厚生(支)局に届け出る必要があります。

すでにご存じのことと思いますが、

オンライン資格確認とは、保険証と一体化したマイナカード(以下、マイナ保険証)や健康保険証を使ってオンラインで被保険者資格の確認ができるシステムです。4月からの原則義務化とは、医療機関や薬局においてマイナ保険証でも受診できるシステムを導入するということで、従来の保険証がすぐに廃止されるというわけではありません。ただし、2024年秋には現在の健康保険証は廃止される予定で、医療機関には早急な対応が求められます。

なお、オンライン資格確認を運用している医療機関は2023年3月5日

時点で病院64%、医科診療所41.6%で、着実に増えてきています。

普及に向け加算を新設 時限的引き上げも実施

オンライン資格確認の普及を後押しするための診療報酬も設けられています。2022年度の診療報酬改定で新設された「電子的保健医療情報活用加算」は、「マイナ保険証を使った患者の負担が増えるのはおかしい」という批判が強まり、中医協が報酬の見直しを答申し、2022年9月末で廃止されました。同年10月から、マイナ保険証利用時には、利用しない場合よりも患者負担が少なくなる仕組みとなる新たな「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設され、初診時に通常の保険証を持参した場合は4点、マイナ保険証による資格確認等によって情報を取得した場合は2点を初診料に加算することができます。

さらに、オンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、医療情報・システム基盤整備体制充実加算は、保険証を使った場合の初診時加算を4点から6点に引き上げ、再診時の加算(2点)が新設されます。これら

図表1 オンライン資格確認の経過措置

やむを得ない事情	期限
(1)令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中)	システム整備が完了する日まで(遅くとも令和5年9月末まで)
(2)オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局(ネットワーク環境事情)	オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されてから6カ月後まで
(3)訪問診療のみを実施する保険医療機関	訪問診療のオンライン資格確認(居宅同意取得型)の運用開始(令和6年4月1日)まで
(4)改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局	改築工事が完了するまで
(5)廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局	臨時施設が終了するまで 廃止・休止するまで (遅くとも令和6年秋まで)
(6)その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	特に困難な事情が解消されるまで

出典：保険医療機関及び保険医療費担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について(厚生労働省)

図表2 2023年4月から12月までの医療情報・システム基盤整備体制充実加算の時的特別措置

		現行の加算	特別措置(令和5年4~12月)
初診	マイナンバーカードを利用しない	4点	6点
	〃 利用する	2点	2点
再診	マイナンバーカードを利用しない	-	2点
	〃 利用する場合	-	-

【施設基準】(初診時・再診時共通)

- 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
 - ① オンライン請求を行っていること。
 - ② オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - ③ ②の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うこと(※)について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
- (*) ①は今回の特別措置で、R5.12.31日までにオンライン請求を開始することを地方厚生局長等に届け出た場合には要件を満たしたものとみなす。

【算定要件】

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。(通知)

(※)具体的な対応として問診票の標準的項目を規定(通知)

(※)再診時の具体的な対応として、薬剤情報の確認や、その他必要に応じて健診情報等の確認を行う旨を規定予定(通知)

診療情報を取得・活用する効果(初診・調剤)

医療機関

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。
- ✓ 特定健診結果を診療上の判断や薬の選択等に生かすことができる。

問診票の標準的項目を新たに告知している

問診票(初診時)

- 今日の症状
- 過去の病歴
- 他の医療機関の受診歴
- 処方されている薬
- 特定健診の受診歴
- アレルギーの有無
- 妊娠・授乳の有無
- ……

※当院は診療情報取得・連携を進めるとともに、質の高い医療提供に努めています。

薬局

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬や相互作用の確認が可能になる。
- ✓ 特定健診の検査値を踏まえた処方内容の確認や服薬指導が可能になる。

診療情報を取得・活用する効果(再診)

医療機関

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。

再診時の確認等について通知で示す予定

再診時の確認事項

- ・ 薬剤情報
- ・ その他、必要に応じて健診情報等

出典:中医学協総会「個別改定項目について」の補足説明資料を一部改変

は時限措置であり、2023年4月から12月末まで適用されます(図表2)。

2023年4月から12月までの特別措置では、加算を算定する施設基準「オンライン請求を行っていること」について、オンライン請求を行っていない医療機関が2023年12月31日までにオンライン請求を開始する旨の届出を地方厚生(支)局に行った場合には、要件を満たすこととされています(施設基準を満たしている場合には加算の届出は不要、オンライン請求が期日までに開始されない場合は、加算返還となるため、レセプトシステムベンダーとの調整も早めに行う必要があります)。

事務負担軽減や返戻の減少
医療機関のメリットも大

オンライン資格確認は、医療機関にとってもさまざまなメリットがあります。1つは、事務スタッフの作業負担の軽減です。従来、事務スタッフは、

資格確認のために患者から健康保険証を受け取った後、▽保険証記号番号、▽氏名、▽生年月日、▽住所などをシステムに入力していました。一方、オンライン資格確認では、最新の保険資格を自動的に取り込むことができます。患者の保険資格がその場で確認できるため、レセプト返戻も減少すると考えられます。当然、窓口での事務作業も削減されるでしょう。

また、健診情報や薬剤情報、既往歴も確認できるようになります。複数の疾患を有し、多くの医療機関を受診している患者は少なくなく、これらの情報を確認できることでより適切な診断や治療、処方が期待できます。もちろん、個人の資格確認や医療・薬剤情報は保険者が管理するものの、基本的に本人確認と本人同意がなければ閲覧することはできません。た

だし、特別措置として、災害時に治療が必要になった際は本人確認ができなくても既往歴などを確認し、迅速に治療にあたることできるようになっています。

DX対応は時代の流れで、オンライン資格確認を基盤に今後、医療の質と効率性を高めるためにデータヘルスの活用が推進されていくのは確実です。オンライン資格確認は単なるマイナンバーカードの保険証利用ではありません。医療機関は、医療DXのトリガートとらえ、これに的確に対応していくことが求められます。

「医療機関等向けポータルサイト 導入事例の紹介」*にオンライン資格確認の導入事例が多数掲載されています。導入による成果はもちろん、院内の動線の工夫などについての事例が豊富で、導入を進めるにあたっては、参考にされることをおすすめします。

* : <https://cases.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>